

令和2年 第6回総会・会議録

1. 日 時 令和2年6月10日（水）午前10時00～10時16分

2. 場 所 小倉南区役所4階 談話室

3. 出席委員 農業委員（16名）

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝
7番 大川 國保	8番 村上 護	9番 椰野 保博
10番 井手尾 秋義	11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚
15番 濱中 興三	16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智
19番 中村 治雄		

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第6回総会は、
農業委員のみの出席で開催した。

4. 欠席委員（2名）

13番 下澤 茂道 18番 尾倉 加三

5. 事務局・出席職員（5名）

事務局長 橋本 浩司	次 長 篠田 秀彦
係 長 村上 尚人	主 任 今村 学
主 任 奥本 洋史	

6. 報告事項

報告第22号 使用貸借権の解約について	3件
報告第23号 非農地証明願について	2件
報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	5件
報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	11件
報告第26号 農地法施行規則該当転用届について	2件

7. 議案及び結果

(1) 農地関係

議案第 20 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	14 件
議案第 21 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件

(2) 農政関係

議案第 22 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について	
議案第 23 号	令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	

事務局長

ただ今より令和 2 年 第 6 回 東 部 農 業 委 員 会 総 会 を 始 め さ せ て い た だ き ま す。携 帯 電 話 は マ ナ ー モ ー ド に 切 り 替 え を お 願 い い た し ま す。本 日 の 委 員 の 出 席 状 況 で ご ざ い ま す が、16 名 出 席 が ご ざ い ま す の で、こ の 会 が 成 立 し て い る こ と を ご 報 告 申 し 上 げ ま す。で は 引 き 続 き の 進 行 を 会 長 に お 願 い し た い と 思 い ま す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

井手尾会長

お は よ う ご ざ い ま す。本 日 の 総 会 は、コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 防 止 対 策 の た め、会 議 時 間 を 極 力、短 縮 し て 行 い た い と 考 え て お り ま す。従 い ま し て、報 告 事 項 は「簡 略 化」し、事 務 局 の 読 み 上 げ は 省 略 い た し ま す。議 案 書 は 事 前 に 皆 さ ま の お 手 元 に 送 付 さ れ、内 容 は ご 覧 い た だ い て い る こ と と 思 い ま す の で、今 総 会 の 報 告 事 項 に つ き ま し て は、ご 承 認 願 い ま す。

次 に 議 案 の 審 議 で す が、先 日「通 知」し た と お り、報 告 事 項 と 同 様 に 事 務 局 に よ る 個 別 内 容 の 説 明 は 省 略 い た し ま す。

ま た、北 九 州 市 東 部 農 業 委 員 会 規 則 第 1 4 条 の 規 定 に 基 づ き、一 括 審 議 に よ り、「異 議 の 有 無」の み を 総 会 に 諮 り ま す。

つ き ま し て は、事 前 配 布 の 議 案 書 に つ い て、異 議 の あ る 場 合 の み、発 言 及 び 審 議 を 宜 し く お 願 い 致 し ま す。

今 回 の 議 案 第 2 0 号 及 び 第 2 1 号 に 関 し て、何 か ご 異 議 ご 質 問 等 は ご ざ い ま せ ん か。

(異 議 な し の 声)

ご 異 議 は 無 い よ う で す の で、議 案 第 2 0 号「農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て」は 許 可、議 案 第 2 1 号「農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許

可申請について」は許可相当といたします。

引き続き農政関係の議題に移ります。農政関係では、議案が2点ございます。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」です。事務局にて説明をお願いします。

事務局

それでは説明させていただきます。これにつきましては、内容を国に報告を行う関係がございますので、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

(次長により説明)

説明は以上でございます。

事務局長

一部補足させていただきます。ご説明させていただきました二件のうち、後半の説明になりました、議案第23号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」につきましては、本来7月に発足します新しい農業委員会で審議し、決定していただくものなのですが、法律上6月末日までに公表することが定められております。致し方なく、この6月の総会に諮らせていただいた次第でございます。従いまして本案件につきましては、改めて新体制発足後の農業委員会に議案として諮らせていただき、ご承認をいただく所存でございます。よろしくお願いいたします。

井手尾会長

事務局からの説明について、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第22号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」及び議案第23号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は原案どおり承認いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、19番中村委員、1番藤堂委員です。よろしくお願いいたします。そのほかで何かございませんか。

事務局長

では事務局から連絡事項を二点させていただきます。皆様にお配りの A 4 の紙を二枚ご用意させていただいております。まず一点目でございます。農業関係者のみなさまへとして、農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインという農林水産省が出したもののコピーをお配りしております。ご承知の通り、現在北九州市は新型コロナウイルス感染の第二波に襲われていると言われております。こうした状況が続けば、各委員自身も含めまして近隣農家の皆様が罹患しないとも限りません。本チラシは農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインに基づき農水省が作成したものになります。予防法や患者、濃厚接触者への対応、生産施設等への消毒法、業務の継続に向けた準備法などが記載されております。地域の皆様からの相談や万が一地域で感染者が出た場合の対応について、是非ご参考にしていただければと思います。各種報道ではこうした状況が数年続くとも言われておりますので、農業委員、推進委員としての地元での対応を引き続きよろしくお願いいたします。私の方からは以上でございます。

事務局

もう一枚が小倉南区役所まちづくり整備課からのお願い事項です。最近一部の公道におきまして、田んぼの泥が散見されるとの市民からの苦情が寄せられておりますとのことで、耕作後には農耕機のタイヤ等に付いた土を撤去していただいで、公道を走るようにということで、皆様の地域の集まり等があれば周知をよろしくお願いいたしますとのことです。是非ご協力をお願いいたします。以上でございます。

井手尾会長

今、事務局からコロナウイルス対策の関係と、特に今回初めて文書でまちづくりの方から要請がありまして、農作業をして田んぼの泥を道路に散乱させているのはどうかと。これは、量的な問題ではありますが、団子をゴロゴロ置いていったのでは、今までも近くの住宅地から苦情があったけれども、今回は特に激しい部分があるということです。そういったことは、出来るだけ農業関係者に極力避けるようにと、お願いいたします。

他に皆様方から何かございませんか。

川江委員

お尋ねしたいことがあります。農地転用で目的が無蓋駐車場とか無蓋資材置場とか申請がありますよね。その後、そのとおりに進んでいるかどうかのチェック体制や追跡調査などはないのでしょうか。その場限りでしょうか。

事務局長

農業委員会の方で意見を付しまして、県の方に進達致しまして、許可権者は県になりますので、県の方から許可書が下りるとというのが農地転用の

流れになります。もちろん事務的な話になりますと、許可が出た後に概ね半年以内にそのものが実行されるようにということで、完了報告書というものを出させるのが手続きとなっております。この完了報告書が出ない場合には、督促状なり、県の方を通じて申請者に対して送られて、それが何年も続くようであれば、こちらからも出向いて行って、どうなっているのかと許可を取り消すような形になりますよという話にまで及ぶこともございます。ですから、そのままやりっぱなし、でほったらかされているという状況ではございません。

川江委員

分かりました。

井手尾会長

他に何かございませんか。なければ、私の方から一点ございます。皆様方の任期ですが、農地利用最適化推進委員も含めてですが、7月18日までが任期です。あと一ヶ月弱ですが、最後に遊休農地なり、荒廃農地、色々な農地パトロールの中で、新しい農業委員会が7月18日から始まるわけですから、その新規体制が出た時点で皆様方から報告があがってきたものについて、再度審議し、現地調査をし、今後の農業委員活動に活かしていきたいと考えておりますので、任期がありますので、それを含めて、調査をしなくていいということではなく、是非最後まで任期を全うしていただくよう、この場を借りましてお願い申し上げます。以上をもちまして、令和2年第6回総会を終わります。お疲れさまでした。